

登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン（案）

平成28年10月●●日

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定。平成 28 年 5 月 20 日改定）を踏まえ、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」を下記のとおり定める。

記

1. 基本的考え方

「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定。平成 28 年 5 月 20 日改定）では、行政組織や業務の壁を越えたデータの利活用等により、公共サービスの品質向上を通じた利用者の利便性や公共価値（Public Value）の更なる向上を目指すこととされ、このため、平成 30 年度から法務省において予定されている登記情報システムの更改に当たり、行政機関等に対して、オンラインにより新たに設立された法人の登記情報を提供可能とするなど行政機関間の情報連携のため柔軟に対応する仕組みの構築を推進し、これにより、事業開始の際に必要な各種手続において登記事項証明書の添付を省略できるようにし、国民の負担軽減を図るとともに、行政運営の高度化を図ることとされている。

また、「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）においても、法人番号導入を契機に、企業が活動しやすいビジネス環境整備に向けた横断的な取組を推進することとし、事業開始の際に必要な各種手続における登記事項証明書の添付省略やオンライン手続の利用促進等手続の簡素化・迅速化に向けた見直しを行うこととされている。

以上を踏まえ、企業が活動しやすいビジネス環境整備を図る観点から、本アクションプランに基づき、登記事項証明書の添付省略やオンライン手続の利用促進等、手続の簡素化・迅速化に向けた取組を推進することとする。

2. 手続の簡素化（登記事項証明書の添付省略）

法人番号の導入を契機に、事業開始等の際に必要な各種手続において必要とされている登記事項証明書の添付を省略することができるよう、関係機関間での情報連携を推進し、国民負担の軽減を図ることとし、このため、関係府省においては、以下の取り組みを行う。

(1) 法務省は、平成 30 年度から予定されている登記情報システムの更改において、行政機関等に対して、オンラインにより新たに設立された法人の登記情報を提供可能とするなど行政機関間の情報連携のため、柔軟に対応する仕組みを構築する。(平成 32 年度中の運用開始)

(2) 厚生労働省は、この情報連携のための仕組みを活用することにより、事業開始等の際に必要な各種手続のうち同省が所管する手続(注)において必要とされている登記事項証明書の添付省略を図る。(当該仕組みの構築状況を踏まえ、平成 32 年度以降速やかに実施)

国税庁は、現在、法務省からオンラインで提供されている登記情報を活用し、法人設立届出において必要とされている登記事項証明書の添付省略を図るため、平成 28 年度中に、制度改正に向けた関係省庁との議論を進める。また、企業が活動しやすいビジネス環境整備を図る観点から、当該登記情報を活用することにより、添付省略が可能となるその他の事業開始等の手続についてもあわせて登記事項証明書の添付省略に向けて議論を進める。(制度改正の状況を踏まえ、平成 29 年度以降実施)

これらの取り組みにより、登記事項証明書入手のためのコストを低減するなど国民・企業等の負担軽減を図る。(これらを金額換算すると約 30 億円/年の効果を見込む。)

(注) 企業が活動しやすいビジネス環境整備を図る観点から、以下のとおり、事業開始の際に必要な手続に加え、これらに関する変更・廃止に係る手続も含めることとする。

- ・「労働保険関係成立届」〈労働保険手続関係〉
- ・「雇用保険適用事業所設置届」、「雇用保険事業主事業所各種変更届」、「雇用保険適用事業所廃止届」〈雇用保険手続関係〉
- ・「健康保険・厚生年金保険新規適用届」、「健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地名称変更(訂正)届」、「健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届」〈社会保険手続関係〉

(3) 登記事項証明書の添付を求めている(2)以外の手続においても、(1)の情報連携のための仕組み及び国税庁が整備・運用している法人番号情報提供サイトを活用することにより、登記事項証明書の添付省略を図ることとする。このため、各府省においては、情報連携に係る運用が開始される平成 32 年度までに、必要となる制度改正等所要の検討を行った上で、実施に向けた工程表を作成し、同工程表に沿って登記事項証明書の添付省略を図る。

3. 手続の迅速化

業務の体系を来所・紙を前提としたものからオンライン・デジタルを前提とした業務の体系に刷新することにより、法人設立及び事業開始時に必要な各種手続の迅速化を図ることとし、

このため、関係府省において、以下の取り組みを行う。

- (1) 法務省において、法人の設立登記手続の迅速化を図るため、平成 29 年度中に、会社の設立登記の申請を優先的に処理（ファストトラック化）するようにする。また、補正の多い事例について、ホームページ上に掲載している申請書記載例に注記するなどして注意喚起を行う。加えて、平成 30 年度から予定されている登記情報システムの更改において、二次元バーコードの活用による受付情報及び記入情報の入力の自動化や処理状況の可視化を行う等の取組を行う。

当該取組により、会社の設立登記手続について、原則として申請から 3 日以内に完了できるようにする。

なお、業務プロセス改革に取り組むとともに、サーバ等機器の使用実績を踏まえた削減等により、同システムの年間運用経費を 74 億円/年（試算値）削減する（223 億円/年→149 億円/年。約 33%の減）。

- (2) 厚生労働省は、2.（2）の登記事項証明書の添付省略を図るとともに、関連手続のワンストップ化など、オンライン手続の利便性向上を図るための取組を推進する。

4. その他

内閣官房及び総務省は、本アクションプランの取組を推進する立場から所要の調整を行うとともに、その進捗状況について、各府省から適宜報告・説明を求めつつフォローアップを行う。

5. スケジュール

別紙のとおり。

アクションプランのスケジュール (案)

	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度	2020年度 平成32年度	2021年度以降 平成33年度以降
<p>手続の簡素化（登記事項証明書の添付省略）</p>						
<p>法務省 (本文2.(1))</p>	<p>情報提供の仕 組みの検討</p>	<p>設計・ 開発・テスト</p>			<p>データ 移行</p>	<p>情報提供の 運用開始</p>
<p>厚生労働省 (本文2.(2))</p>	<p>制度改正等の検討</p>				<p>登記事項証明書 の添付省略実施</p>	
<p>国税庁 (本文2.(2))</p>	<p>制度改正 の申し入れ</p>	<p>制度改正の状況を踏まえ、登記事項証明書 の添付省略実施</p>				
<p>関係府省 (本文2.(3))</p>	<p>制度改正等の検討 工程表の作成</p>				<p>登記事項証明書 の添付省略実施</p>	
<p>手続の迅速化</p>						
<p>法務省 (本文3.(1))</p>	<p>業務の見直し</p>			<p>迅速化への対応策 の実施</p>		
<p>厚生労働省 (本文3.(2))</p>	<p>業務の見直し</p>					